

事 務 連 絡
令和2年7月29日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

令和2年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の実施等について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今年度の障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修について、下記のとおりとすることとしましたのでお知らせいたします。

また、今年度の都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修の実施にあたっては、以下の点について配慮いただきますようお願いいたします。

記

(1) 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修について

国が実施する標記研修につきましては、障害保健福祉関係主管課長会議において令和2年11月17日（火）から18日（水）までの日程で国立障害者リハビリテーションセンターにおいて実施する予定としてお示しておりました。

本研修については、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、全ての講義、演習についてオンラインで実施をすることといたしましたので、ご承知おきください。オンライン研修実施における推奨環境や受講に係る注意事項等については追ってご連絡いたします。（日程は変更ありません。）

(2) 都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修について

障害者虐待防止法において、学校の長、保育所等（保育所、認定こども園及び認可外保育施設）の長、医療機関の管理者は、研修の実施等の間接的防止措置を実施することとされております。

学校の長等の障害者虐待防止の意識を醸成し、間接的防止措置を適切に果たすことができるようにする観点から、今年度の都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修より学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講対象とするよう、受講対象者を拡大することにつきましてご検討いただくとともに、受講会場の配慮をお願いいたします。

また、都道府県の実施する研修について、障害者虐待防止を担当する市町村職員も受講していますが、今年度の研修実施に際して、未受講の市町村職員がいる市町村の把握及び当該市町村への受講勧奨を行っていただきますようお願いいたします。

なお、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者の受講については、全日程の受講を求めるものではなく、例えば講義部分のみの受講でも差し支えありません。さらに、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者の募集にあたっては、本来の研修受講生である自治体職員や障害者福祉施設従事者等の受講に差し支えないよう、受講定員に余裕がある場合において、別途定員枠を設けることや、オンラインでの開催などの工夫をお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室 虐待防止対策係 池沼、中原 TEL：03-5253-1111（3149） FAX：03-3591-8914
